

大規模小売店舗立地審査会（新設届出案件）

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル勝央店(勝田郡勝央町岡字鳥居前489-1ほか)

2 設置者

株式会社トライアルカンパニー

(所在地:福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号)

3 オープン予定日

令和8年9月10日

4 大規模小売店舗において小売業を行う者及び販売する物品

小売業者名	主として販売する物品等
株式会社トライアルカンパニー	食品、生鮮食品、家庭用品、衣料品等

5 計画地の概要

① 現在の土地の利用状況:農地

② 建物の構造及び規模

ア 建物構造:鉄骨造 平屋建て

イ 敷地面積:16,119 m²

ウ 建築面積:5,837 m²

エ 延床面積:5,757 m²

オ 小売店舗面積:4,290 m²

6 届出内容

項 目	届出内容	
① 開店時刻及び閉店時刻	午前0時から午後12時まで(24時間)	
② 駐車場収容台数	整備台数235台 (別途従業員用53台)	指針必要台数
	>	214台
③ 駐車場の出入口の数	2箇所	
④ 駐車場利用可能時間帯	午前0時から午後12時まで(24時間)	
⑤ 駐輪場収容台数	48台	必要駐輪場台数
	>	36台
⑥ 荷さばき可能時間帯	荷さばき施設1 午前0時から午後12時まで(24時間)	
	荷さばき施設2 午前5時から午後10時まで	
⑦ 荷さばき施設面積	204m ²	
⑧ 廃棄物の保管施設の容量	55. 53m ³	必要容量
	>	19. 99m ³

7 周辺地域への配慮事項

(1) 交通対策

① 商圈及び来店車両台数

商圈は、計画地から半径4km圏内の 4,744 世帯で、5方面からの来店を見込んでいる。

ピーク時の来店台数が1番多かったのは、店舗の南東方面からの来店車両で135台と予測している。

② 交差点需要率

周辺信号交差点、(交差点No.1, 交差点No.2)で現況の交通量調査を実施の上、交差点交通量のピークに計画店舗の来店交通量のピークが重なったと仮定して算定した。

開店後の交差点需要率の最大値は、交差点No.1の平日 17 時台で 0.456、交差点No.2の平日 17 時台で 0.291 と交通容量が過飽和であることを意味する 0.9 を下回り、十分な処理能力を持っている。

③ 車線別の混雑度

開店後の車線別混雑度の最大値は、交差点No.1の平日 17 時台で 0.527、交差点No.2の平日 17 時台で 0.453 であり、渋滞や遅れがほとんどないという基準内である 1.0 未満である。

④ 駐車場出入口における解析

各出入口において、右折入出庫を検討したところ、可能最大交通量を下回る結果となった。

(2) 騒音対策

① 【環境基準】等価騒音レベルの予測

住居のあるA～Dの4地点で予測。

予測結果は、昼夜ともに、全ての予測地点において、基準値を下回る。

	昼間(6 時～22 時)			
予測地点	A	B	C	D
用途地域	無指定地域			
地域類型	C 類型			
基準値	60 dB			
騒音レベル	47 dB	48 dB	50 dB	47 dB
評価	○	○	○	○

	夜間(22 時～6 時)			
予測地点	A	B	C	D
用途地域	無指定地域			
地域類型	C 類型			
基準値	50 dB			
騒音レベル	46 dB	46 dB	49 dB	44 dB
評価	○	○	○	○

- ②【夜間規制基準】夜間(22時～5時)における騒音発生源ごとの最大値(店舗敷地境界)
a～dの4地点で予測。
全ての地点で騒音レベルの最大値が規制基準を上回る。

予測地点	a	b	c	d
区域区分	第3種区域			
基準値	50 dB			
騒音レベル	53 dB	69 dB	55 dB	69 dB
評価	×	×	×	×

- ③【夜間規制基準】夜間(22時～5時)における騒音発生源ごとの最大値(民地側)
民地側A、B地点で再予測。
店舗建物敷地南西側及び北西側には農地(c及びd地点)であり、住居等の立地がないことから、予測地点なし。
全ての地点で騒音レベルの最大値が規制基準を下回る。

予測地点	A	B
区域区分	第3種区域	
基準値	50 dB	
騒音レベル	50 dB	49 dB
評価	○	○

(3)環境対策

廃棄物保管施設の容量

必要保管容量 19.99 m³に対し、55.53 m³を確保する。

8 意見

(1)住民等からの意見

店舗照明に関すること、交通対策等について(参考資料 P203～207)

(2)市町村の意見

意見を有しない

(連絡事項)

- ・地元住民等からの意見、要望に対し誠意をもって真摯かつ柔軟に対応すること。
- ・児童・生徒の登下校時の交通安全対策に留意すること。

(3) 県関係機関からの意見

- ① 開店後、周辺交通に支障が生じる場合は、所轄警察署と協議を行い適切な処置を講じること。
- ② 夜間においては、アイドリングストップを促す看板の設置、荷捌き車両のアイドリングの禁止及び低騒音機器の導入など、出店準備計画書に記載の騒音対策を確実に実施し、騒音の低減に努めること。また、苦情が発生した場合には、誠意をもって適切に対応すること。

【手続経過(参考)】

1 届出日

令和8年1月9日

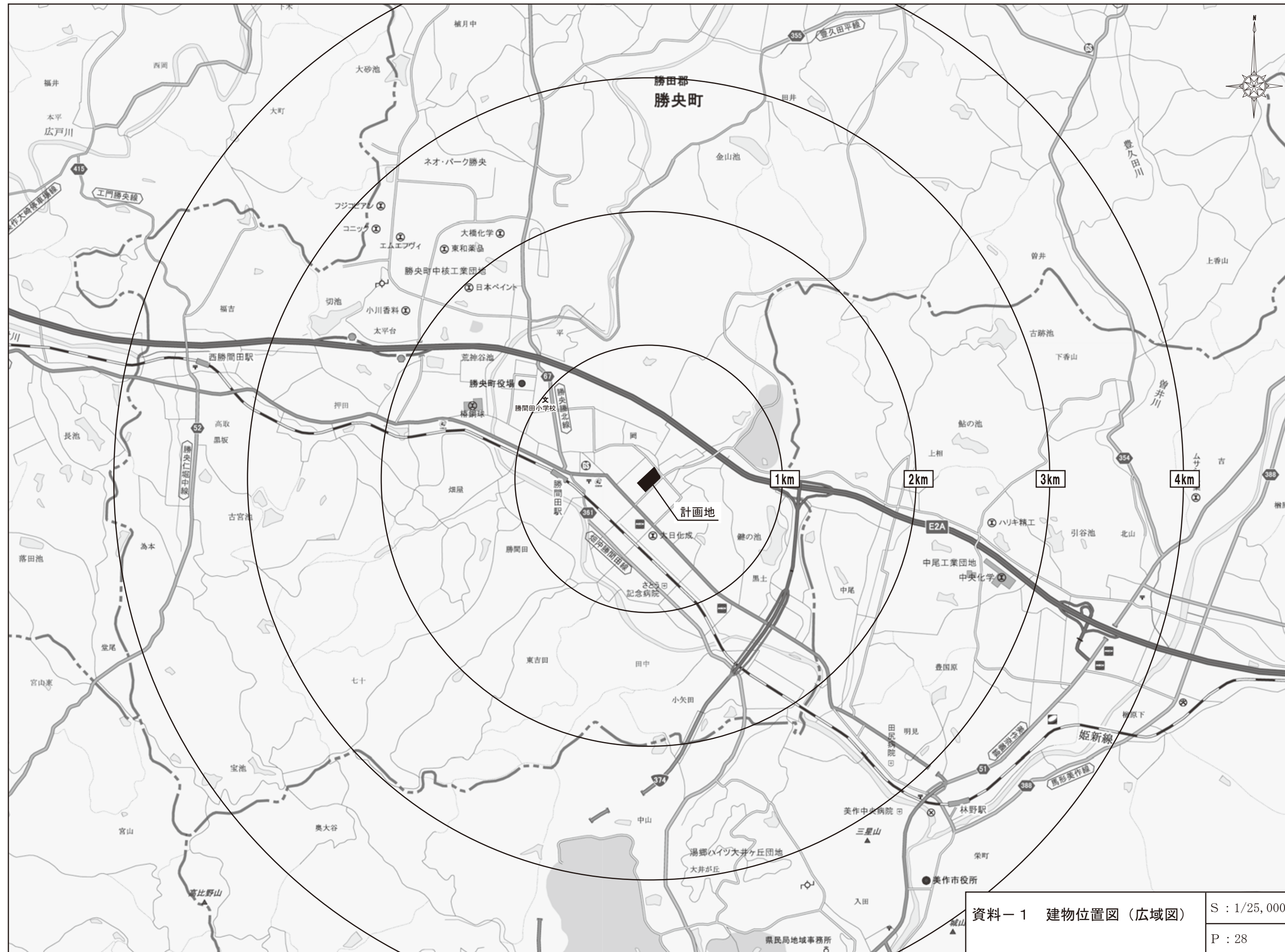
2 公告及び縦覧期間

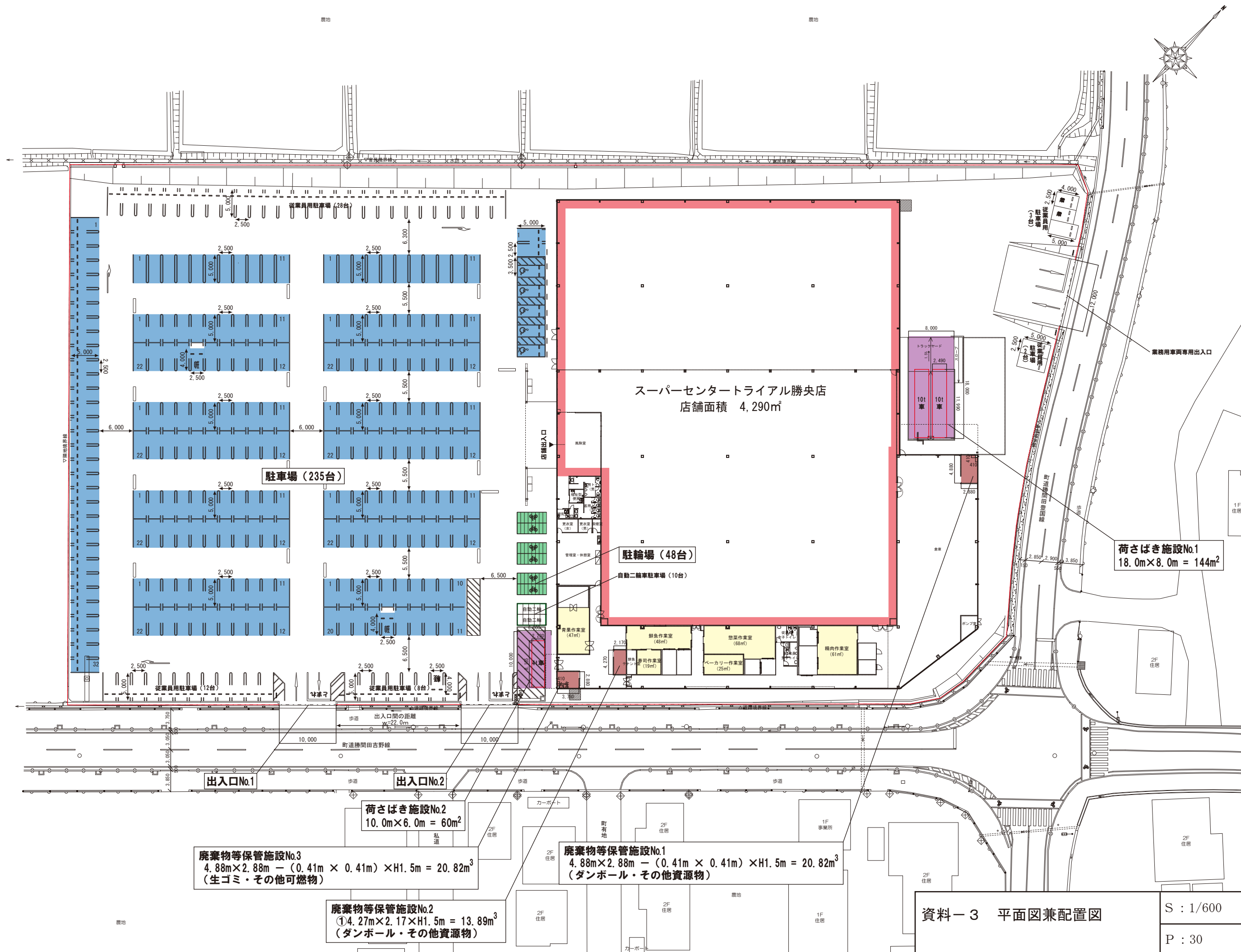
令和8年1月27日～令和8年5月27日[4か月]

3 説明会の開催

(1)開催日時:令和8年2月17日 18:00～

(2)参加者:21名(参考資料 P198～199)





資料－3 平面図兼配置図

S : 1/600

P : 30